

上水道告示第10号

長浜水道企業団企業職員給与規程（昭和42年上水道告示第23号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

第1条 長浜水道企業団企業職員給与規程（昭和42年上水道告示第23号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項第1号中「通用期間が支給単位期間である定期券の価額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間と同じくする定期券の価格  
イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 企業長の定める額

第25条の2第2項第1号中「前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号または第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、企業長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由にかかる交通機関等（同号の改正後に1箇月あたりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号または第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の使用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、企業長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 企業長の定める額

同項第2号ア中「イ」を「イおよびウ」に、イ中「場合」を「場合（ウに掲げる場合を

除く。)」に改め、イの次に次のように加える。

ウ 前項イに掲げる場合 企業長の定める額

第25条の3第1項第1号中「当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうち最も長いものに相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 企業長の定める期間

第37条第4項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第5項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

## 付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際に6箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納および支給単位期間については、第24条第2項、第25条の2第1項（第2号に係る部分に限る）および第25条の4第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の長浜水道企業団企業職員給与規程（第1号イにおいて「新給与規程」という。）第37条第4項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）および長浜水道企業団企業職員給与規程（以下この項において「給与規程」という。）第37条第6項から第9項まで（長浜水道企業団職員の育児休業等に関する規則第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）もしくは長浜水道企業団職員の給与の種類および基準に関する条例第18条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同月前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額

(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)

以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。